

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（保安課）

### 一 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、警備業認定証再交付手数料等の定めを廃止するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改正するための改正

### 二 内容

#### (一) 手数料の廃止

認定証等の廃止に伴う手数料の廃止

(例) 警備業法第五条第五項の規定に基づく警備業認定証再交付手数料

#### (二) 手数料の改正

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射

撃の技能に関する講習

現行 一二七〇〇円

改正後 一四〇〇〇円

### 三 施行期日

令和六年四月一日